【周防大島町】

整備・更新計画

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
① 児童生徒数（人）	549	525	503	489	460
② 予備機を含む整備上限台数（台）	631	603	578	350	0
③ 整備台数（台）（予備機除く）	0	0	184	313	0
④ ③のうち基金事業によるもの（台）	0	0	184	313	0
⑤ 累積更新率（%）	0	0	39	100	116
⑥ 予備機整備台数（台）	0	0	20	20	0
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの（台）	0	0	20	20	0
⑧ 予備機整備率（%）	0	0	11	6	0

（端末の整備・更新計画の考え方）

本町では、令和２年度に町立中学校及び小学校に 374 台（iPad）の端末整備を行い、令和３年度から端末の使用を開始している。また、令和４年度以降、平成 28 年度以前に購入していた旧型 iPad の端末交換を行うため、順次端末購入と交換を行っている。

GIGA 第２期における更新については、GIGA 第１期の端末使用開始から５年を経過する令和８年度に GIGA 第２期の端末を整備する。予備機含め合計 470 台の端末整備する必要がある。なお、令和９年４月から中学生が、令和 10 年度４月から小学生が新端末を使用できるようにするために、令和８年度から順次整備する。各校種ごとの端末の予備機として、２０台整備を行う。

なお、令和４年度以降に導入した iPad については新端末調達後も学校内で利用する。

（端末の整備・更新計画の整備台数について）

- ①の児童生徒数は町立中学校及び小学校の児童生徒数の合計とする。
- ③の整備台数については、児童生徒数が増減する可能性があることに留意し、令和 10 年度に③の整備台数が 100%を越えるよう端末の整備を進めていく。

・　指導者用端末の整備は、小中学校ともに令和８年度に行う。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

本町では、令和２年度に町立中学校及び小学校に 374 台（iPad）の端末整備を行った。また、平成 27 年度から 28 年度にかけて 256 台（iPad）の端末を購入し、令和 6 年度まで使用している。GIGA 第 2 期端末の更新に伴い、平成購入機体と GIGA 第 1 期で整備した端末の処分について記載する。

〇対象台数：630 台

〇処分方法

・処分事業者による引き取り：630 台（iPad）

端末を再利用する際には、基本的なデータ消去を行ったうえで、各学校の実態に合わせて教育活動に再利用する。再利用の方法については、今後各学校に調査を行い決定していくこととする。

〇端末のデータの消去方法　（※いずれかに〇を付ける。）

・処分事業者へ委託する（〇）

処分 630 台については、処分事業者が行う。

〇スケジュール（予定）

・処分事業者による引き取りについて

令和９年６月～使用端末を事業者へ引き渡し